

中野区立学校施設の開放に関する規則の一部改正について

平成29年(2017年)12月15日
 教育委員会資料
 健康福祉部文化・スポーツ担当

1 改正の趣旨

平成26年度に施設使用料の見直しを行ってから3年が経過したため、「施設使用料の見直しの考え方」に基づき今年度見直しを行い、温水プール開放の使用料についても見直しを行う。

区は、「中野区スポーツ・健康づくり推進計画」を策定し、「スポーツ・健康づくりムーブメント」を推進しており、区議会第4回定例会において、中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例が議決され、スポーツ施設の使用料については、改定後6年間、半額程度とする軽減策が講じられた。

そのため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした、「スポーツ・健康づくりムーブメント」を中野のまちに発展・定着させていくことを目的に、区民が、日常的・継続的に、身近な場所でスポーツに触れる機会や空間の創出・促進といった環境整備策の一環として、区立第二中学校、区立中野中学校温水プール使用料についても同様に改定後6年間、半額程度に軽減する。

2 改正内容

(1) 使用料の改定、軽減措置

対象		単位	使用料 (現行)	使用料 (改正案)	使用料 (軽減額*)
個人	大人	2時間以内	400円	500円	250円
		1時間以内	200円	250円	130円
	小人 (中学生以下)	2時間以内	200円	250円	130円
		1時間以内	100円	130円	70円
団体	プール全体	1時間30分以内	45,900円	29,400円	14,700円
	プール1コース	1時間30分を超え2時間以内	8,200円	6,000円	3,000円
回数券	大人	6枚つづり(2時間券)	2,000円	2,500円	1,250円
	小人	6枚つづり(2時間券)	1,000円	1,250円	650円

*平成30年7月1日から平成36年6月30日までの6年間、利用者がプール開放を利用する場合、当該利用に係る使用料を半額程度に軽減する。

(2) 文言整理

3 施行日

平成30年7月1日

中野区立学校施設の開放に関する規則（昭和60年中野区教育委員会規則第12号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、中野区における青少年の健全育成及び社会体育の普及を図るため学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、<u>中野区立小中学校（以下「区立学校」という。）の施設の区民への開放</u>（以下「学校開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校開放事業の管理)</p> <p>第2条 学校開放に係る事業（以下「<u>学校開放事業</u>」<u>という。</u>）の実施に関しては、<u>中野区教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」<u>という。</u>）が管理するものとする。</p> <p>2 学校開放事業の実施については、委託することができる。</p> <p>(学校開放の<u>対象施設</u>)</p> <p>第3条 学校開放の対象とする施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 校庭</p> <p>(2) 体育館</p> <p>(3) 温水プール</p> <p>(学校開放の種類及び開放校)</p> <p>第4条 学校開放の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 遊び場開放</p> <p>(2) 校庭開放</p> <p>(3) 体育館開放</p> <p>(4) 温水プール開放</p> <p>2 学校開放を行う<u>区立学校</u>（以下「<u>開放校</u>」<u>という。</u>）の指定は、<u>教育委員会</u>が行う。</p> <p>(学校開放の日時)</p> <p>第5条 開放校における学校開放の日時は、別表第1に定める範囲内で別に定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、中野区における青少年の健全育成及び社会体育の普及を図るため学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、<u>区立学校の施設を区民に開放すること</u>（以下「<u>学校開放</u>」<u>という。</u>）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>学校開放</u>の管理)</p> <p>第2条 学校開放の実施に関しては、<u>教育委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」<u>という。</u>）が管理するものとする。</p> <p>2 学校開放事業の実施については、委託することができる。</p> <p>(学校開放の<u>施設</u>)</p> <p>第3条 学校開放の対象とする施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 校庭</p> <p>(2) 体育館</p> <p>(3) 温水プール</p> <p>(学校開放の種類及び開放校)</p> <p>第4条 学校開放の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 遊び場開放</p> <p>(2) 校庭開放</p> <p>(3) 体育館開放</p> <p>(4) 温水プール開放</p> <p>2 学校開放を行う<u>学校</u>（以下「<u>開放校</u>」<u>という。</u>）の指定は、<u>委員会</u>が行う。</p> <p>(学校開放の日時)</p> <p>第5条 開放校における学校開放の日時は、別表第1に定める範囲内で別に定める。</p>

2 教育委員会は、開放校において特別の事情があるときは、学校開放の日時を変更し、又は中止をすることができる。

第6条 削除

(学校開放運営協議会の設置)

第7条 教育委員会は、学校開放事業の充実と振興に関する施策の改善を図るため、学校開放運営協議会を置く。

(運営委員会の設置)

第8条 教育委員会は、学校開放事業の円滑な運営を図るため、開放校ごとに運営委員会を置く。

(利用者)

第9条 学校開放を利用できる者(以下「利用者」という。)の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 中野区内に住所を有する者
- (2) 中野区内の事業所に勤務する者
- (3) 中野区内の学校に在学する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が認めた者

2 第4条第1項各号に掲げる学校開放の種類ごとの利用者は、別に定める。

(使用料)

第10条 遊び場開放及び校庭開放の使用料は、無料とする。

2 体育館開放の使用料(体育館開放における別表第2に定める区立学校の附属設備の使用に係る使用料を含む。)は、中野区行政財産使用料条例(昭和39年中野区条例第8号。以下「条例」という。)別表14の表に定めるところによる。

3 温水プール開放の使用料は、条例第2条第3項に基づき別表第3に定めるところとする。ただし、就学前の幼児に係る使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第11条 教育委員会は、体育館開放又は温水プール開放を利用しようとする者が別表第4(別表第2の区立学校の欄に掲げる区立学校の体育館開

2 委員会は、開放校において特別の事情があるときは、学校開放の日時を変更し、又は中止をすることができる。

第6条 削除

(学校開放運営協議会の設置)

第7条 委員会は、学校開放事業の充実と振興に関する施策の改善を図るため、学校開放運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

(運営委員会の設置)

第8条 委員会は、学校開放事業の円滑な運営を図るため、開放校毎に運営委員会を設置するものとする。

(利用者)

第9条 学校開放を利用できる者(以下「利用者」という。)の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 中野区内に住所を有する者
- (2) 中野区内の事業所に勤務する者
- (3) 中野区内の学校に在学する者
- (4) その他委員会が認めた者

2 学校開放の種類毎による利用者は別に定める。

(使用料)

第10条 遊び場開放及び校庭開放の使用料は、無料とする。

2 体育館開放の使用料(体育館開放における別表第2に定める区立学校の附属設備の使用に係る使用料を含む。)は、中野区行政財産使用料条例(昭和39年中野区条例第8号。以下「条例」という。)別表13の表に定めるところによる。

3 温水プール開放の使用料は、別表第3のとおりとする。ただし、就学前の幼児は無料とする。

(使用料の減免)

第11条 委員会は、体育館開放又は温水プール開放を利用しようとする者が別表第4(別表第2の左欄に定める区立学校の体育館開放を利用する

放を利用する際、それぞれ同表の附属設備の欄に定める附属設備を利用しようとする者にあつては、別表第5。以下この条において同じ。）の減免事由の欄に掲げる事由に該当するときは、その使用料をそれぞれ別表第4の施設使用料の額の欄に定める額に減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 第5条第2項の規定により体育館開放又は温水プール開放の中止をしたとき 全額
- (2) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなつたとき 全額
- (3) 利用開始の日の7日前までに使用申請の取消しをしたとき 5割相当額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が相当の理由があると認めるとき 全額又は教育委員会が相当と認める額

(利用の制限又は禁止等)

第13条 利用者は、学校開放の場において次の掲げる行為をしてはならない。

- (1) 専ら営利を目的として事業を行い、その他営利事業を援助すること。
 - (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し特定候補者を支持すること。
 - (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持すること。
 - (4) 公益を害し、又は害するおそれがあると認められること。
- 2 教育委員会は、前項の規定に違反した者に対し、利用の制限又は禁止をすることができる。
- 3 教育委員会は、第1項に定めるもののほか、管理運営上支障があるときは、学校開放の利用について必要な条件を付すことができる。

際、それぞれ同表の右欄に定める附属設備を利用しようとする者にあつては別表第5)の左欄に掲げる事由に該当するときは、その使用料をそれぞれ同表の右欄の額に減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 第5条第2項の規定により体育館開放又は温水プール開放の中止をしたとき 全額
- (2) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなつたとき 全額
- (3) 利用開始の日の7日前までに使用申請の取消しをしたとき 5割相当額
- (4) 前3号に定めるもののほか、委員会が相当の理由があると認めるとき 全額又は委員会が相当と認める額

(利用の制限又は禁止)

第13条 利用者は、学校開放の場において、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) もつぱら営利を目的として事業を行い、その他営利事業を援助すること。
 - (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し特定候補者を支持すること。
 - (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持すること。
 - (4) 公益を害し、又は害するおそれがあると認められること。
- 2 委員会は、前項の規定に違反した者に対し、利用の制限又は禁止をすることができる。
- 3 委員会は、第1項に定めるもののほか、管理運営上支障があるときは利用について条件を付けることができる。

(利用者の責任)

第14条 利用者は、その責めに帰すべき事由に基づく事故について、責任を負うものとする。

2 利用者は、施設又は設備について損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事故報告等)

第15条 開放校の校長は、学校開放において事故が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、別に定める事故発生報告書を提出しなければならない。

2 前項の規定による報告をした校長は、事故が解決した場合は、速やかに別に定める事故解決報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

2 中野区立小学校及び中学校の開校に関する規則(昭和51年教育委員会規則第3号)は、廃止する。

3 教育委員会は、第11条の規定にかかわらず、当分の間、利用者がスポーツ活動の目的で体育館開放を利用する場合は、当該利用に係る使用料を免除することができる。

4 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における別表第3の規定の適用については、同表個人の項中「500円」とあるのは「250円」と、「250円」とあるのは「130円」と、「130円」とあるのは「70円」と、同表団体の項中「29,400円」とあるのは「14,700円」と、「6,000円」とあるのは「3,000円」と、同表備考(2)中「500円券」とあるのは「250円券」と、「2,500円」とあるのは「1,250円」と、「250円券」とあるのは「130円券」と、「1,250円」とあるのは「1,250円」と

(利用者の責任)

第14条 利用者は、その責に帰すべき事由に基づく事故について、責任を負うものとする。

2 利用者は、施設、設備に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(事故報告)

第15条 学校長は、学校開放において事故が発生した場合は、直ちに委員会に報告するとともに、別に定める事故発生報告書を提出しなければならない。

2 学校長は、事故が解決した場合は、速やかに別に定める事故解決報告書を委員会に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

2 中野区立小学校及び中学校の開校に関する規則(昭和51年教育委員会規則第3号)は、廃止する。

3 委員会は、第11条の規定にかかわらず、当分の間、利用者がスポーツ活動の目的で体育館開放を利用する場合は、当該利用に係る使用料を免除することができる。

とあるのは「650円」とする。

別表第1（第5条関係）

種類	開放日	開放時間
遊び場 開放	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条に定める休業日（以下「学校休業日」という。）	午前9時から午後5時まで
	月曜日から土曜日まで。ただし、学校休業日を除く。	午後1時から午後5時まで
校庭開放	学校休業日	午前9時から午後5時まで
体育館 開放	学校休業日	午前9時から午後5時まで
	月曜日から土曜日まで。ただし、学校休業日を除く。	午後6時30分から午後9時30分まで並びに別に定める日及び施設においては、午前9時30分から午後0時30分まで
温水プール 開放	開放校が学校教育で使用しない日	午前7時から午後9時30分まで

別表第2（第10条、第11条関係）

区立学校	附属設備
中野区立谷戸小学校	体育館冷暖房設備
中野区立桃花小学校	体育館冷暖房設備
中野区立緑野小学校	体育館冷暖房設備
中野区立第二中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備
中野区立中野中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備

別表第3（第10条関係）

対象	単位	使用料

別表第1（第5条関係）

種類	開放日	開放時間
遊び場 開放	学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第61条に定める休業日（以下「学校休業日」という。）	午前9時から午後5時まで
	月曜日から土曜日まで。ただし、学校休業日を除く。	午後1時から午後5時まで
校庭開放	学校休業日	午前9時から午後5時まで
体育館 開放	学校休業日	午前9時から午後5時まで
	月曜日から土曜日まで。ただし、学校休業日を除く。	午後6時30分から午後9時30分まで並びに別に定める日及び施設においては、午前9時30分から午後0時30分まで
温水プール 開放	開放校が学校教育で使用しないとき	午前7時から午後9時30分まで

別表第2（第10条、第11条関係）

区立学校	附属設備
中野区立谷戸小学校	体育館冷暖房設備
中野区立桃花小学校	体育館冷暖房設備
中野区立緑野小学校	体育館冷暖房設備
中野区立第二中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備
中野区立中野中学校	体育館冷暖房設備、小体育館冷暖房設備

別表第3（第10条関係）

対象	単位	使用料

個人	大人	2時間以内	500円
		1時間以内	250円
	小人(中学生以下)	2時間以内	250円
		1時間以内	130円
団体	プール全体	1時間30分以内	29,400円
	プール1コース	1時間30分を超え2時間以内	6,000円

備考

- (1) 使用料は、回数券により納付することができる。
- (2) 回数券は、大人券(500円券6枚つづり2,500円)及び小人券(250円券6枚つづり1,250円)の2種類とする。

別表第4(第11条関係)

減免事由	施設使用料の額
(1) 区が事業を実施するために使用する とき。	免除
(2) 区立学校が学校行事を行うために使用する とき。	
(3) 区設立法人が事業を実施するために使用する とき。	
(4) 10人以上の区民で構成される団体が、中野区区民活動センター条例施行規則(平成23年中野区規則第60号)第8条第1項第1号から第4号までに規定する活動のために使用する とき。	
(5) 障害者等が温水プールを個人使用する とき。	
(6) 教育委員会が認める区内の社会教育団体が公共的行事を主催するために使用する とき。	施設使用料の100分の50に相当する額
(7) 区内の学校(区立学校を除く。)が主催し、又は連合して児童、生徒又は学生の行事のために使用する とき。	相当する額
(8) 区内の公益法人又は公共的団体が行	施設使用料

個人	大人	2時間以内	400円
		1時間以内	200円
	小人(中学生以下)	2時間以内	200円
		1時間以内	100円
団体	プール全体	1時間30分以内	45,900円
	プール1コース	1時間30分を超え2時間以内	8,200円

備考

- (1) 使用料は、回数券により納付することができる。
- (2) 回数券は、大人券(400円券6枚つづり2,000円)及び小人券(200円券6枚つづり1,000円)の2種類とする。

別表第4(第11条関係)

減免事由	施設使用料の額
(1) 区が事業を実施するために使用する とき。	免除
(2) 区立学校が学校行事を行うために使用する とき。	
(3) 区設立法人が事業を実施するために使用する とき。	
(4) 10人以上(地域生涯学習館にあつては5人以上)の区民で構成される団体が、中野区区民活動センター条例施行規則(平成23年中野区規則第60号)第8条第1項第1号から第4号までに規定する活動のために使用する とき。	
(5) 障害者等が温水プールを個人使用する とき。	
(6) 委員会が認める区内の社会教育団体が公共的行事を主催するために使用する とき。	施設使用料の100分の50に相当する額
(7) 区内の学校(区立学校を除く。)が主催し、又は連合して児童、生徒又は学生の行事のために使用する とき。	相当する額
(8) 区内の公益法人又は公共的団体が行	施設使用料

事を主催するために使用するとき。	の 1 0 0 分
(9) 国又は地方公共団体がその所管する事業を実施するために使用するとき。	の 7 0 に相当する額
(10) 前各号に定めるもののほか、 <u>教育委員会</u> が相当の理由があると認めるとき。	免除又は <u>教育委員会</u> が相当と認める額

備考 この表において障害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている区民及びその介護者で教育委員会が必要と認める者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（4 2 民児精発第 5 8 号）に基づく愛の手帳の交付を受けている区民及びその介護者で教育委員会が必要と認める者
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている区民及びその介護者で教育委員会が必要と認める者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 7 号）に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている区民
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている区民及びその介護者で教育委員会が必要と認める者

別表第 5（第 1 1 条関係）

減免事由	施設使用料の額
(1) 区が事業を実施するために使用するとき。	免除
(2) 区立学校が学校行事を行うために使用するとき。	
(3) 区設立法人が事業を実施するために使用するとき。	

事を主催するために使用するとき。	の 1 0 0 分
(9) 国又は地方公共団体がその所管する事業を実施するために使用するとき。	の 7 0 に相当する額
(10) 前各号に定めるもののほか、 <u>委員会</u> が相当の理由があると認めるとき。	免除又は <u>委員会</u> が相当と認める額

備考 この表において障害者等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている区民及びその介護者で委員会が必要と認める者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（4 2 民児精発第 5 8 号）に基づく愛の手帳の交付を受けている区民及びその介護者で委員会が必要と認める者
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている区民及びその介護者で委員会が必要と認める者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 7 号）に基づく被爆者健康手帳の交付を受けている区民
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている区民及びその介護者で委員会が必要と認める者

別表第 5（第 1 1 条関係）

減免事由	施設使用料の額
(1) 区が事業を実施するために使用するとき。	免除
(2) 区立学校が学校行事を行うために使用するとき。	
(3) 区設立法人が事業を実施するために使用するとき。	

附 則

- 1 この規則中附則に1項を加える改正規定及び別表第3の改正規定は平成30年7月1日(以下「施行日」という。)から、その他の改正規定及び次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 施行日前に温水プール開放に係る温水プールについて改正後の附則第4項に規定する期間に係る使用の許可を行う場合の使用料については、改正後の別表第3の規定に同項の規定を適用した場合の同表の規定を適用した額とする。